

# 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）（案）

令和元年6月 日

（名称）志賀町地域公共交通活性化協議会  
（代表者名）会長 高山 純一

## 生活交通確保維持改善計画の名称

志賀町生活交通確保維持改善計画（令和2年度～令和4年度）

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

志賀町では、民間事業者が運行する路線バスのほか、16路線のコミュニティバスが運行しており、町民生活の足となっている。

一方、今後の町の姿を考えるにあたり、高齢化の進行、山間部の過疎化の進行、学生の減少、運転免許証自主返納者の増加など、地域公共交通をとりまく課題は山積している。

そこで、限られた財源の中で現在の公共交通の利便性や効率性の向上を図るとともに、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通ネットワークを再構築するため、平成31年3月に「志賀町地域公共交通網形成計画」を策定した。

地域公共交通は、医療、福祉、商業、交通安全、教育、観光、まちづくり、地域コミュニティなど多岐にわたる分野に関係しており、町民の日々の暮らしを支えるだけではなく、地域の活性化にも重要な役割を果たしている。

このことから、「志賀町地域公共交通網形成計画」では、基本理念を「豊かなくらしを、人に運ぶ、地域に運ぶ、未来に運ぶ」とし、基本理念を達成するための目標値を設定するとともに、目標を達成するために5つの基本方針を定め、各方針に基づく取り組み施策と事業を今後実施することとしている。

また、現在の各公共交通の位置付けについては、町域を超えて運行する路線バスを幹線、町内で運行しているコミュニティバスを支線として、自治体間の移動や通勤、通学、通院等を中心とした生活に不可欠な幹線を維持することは重要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、利用者が多く、町の中心部と定住促進地等を循環するコミュニティバスまちなか循環線を維持し、高浜バスターミナルを交通結節点とした幹線・支線のネットワークを連携させることで、路線バス利用者数の増加に繋げるとともに、町民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### （1）事業の目標

コミュニティバスまちなか循環線（現行は市街地循環線）の年間利用者数

平成30年度（2018年度）実績 10,038人

令和2年度（2020年度）目標 11,244人

令和3年度（2021年度）目標 11,847人

令和4年度（2022年度）目標 12,450人

### （2）事業の効果

コミュニティバスまちなか循環線を維持することにより、町の中心部と定住促進地等における移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークを連携させることで、効率的な運行体系が実現できる。更には外出促進・地域活性化にも繋がる。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(志賀町地域公共交通網形成計画 P 118)

- ・コミュニティバス各路線の改編（志賀町）
- ・路線バスとコミュニティバスの接続向上の検討（路線バス事業者、志賀町）
- ・コミュニティバスのノンステップ車両の導入（志賀町）
- ・定住促進の取り組みとの連携（民間事業者、志賀町）
- ・公共交通利用のための意識醸成（小・中学校、老人会、志賀町）
- ・わかりやすい時刻表配付とバス停の整備（志賀町）

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を志賀町が負担することとしている。

### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

事業者未定（運行委託契約前そのため、交付申請時に事業者名記載のうえ申請予定）

### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

### 8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

### 9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

### 10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

改編により大幅に路線が見直され、利用者が多く見込まれるコミュニティバスまちなか循環線を運行するバス車両については、乗降しやすいノンステップ車両を新たに導入し、利用者の利用環境の向上を図る必要がある。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

コミュニティバスまちなか循環線（現行は市街地循環線）の年間利用者数

平成30年度（2018年度）実績 10,038人

令和2年度（2020年度）目標 11,244人

令和3年度（2021年度）目標 11,847人

令和4年度（2022年度）目標 12,450人

(2) 事業の効果

コミュニティバスまちなか循環線を維持することにより、町の中心部と定住促進地等における移動手段が確保される。また、乗降しやすいノンステップ車両を新たに導入し、利用者の利用環境の向上を図るとともに、幹線・支線のネットワークを連携させることで、効率的な運行体系が実現できる。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表8」を添付。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

## ①車両の代替による費用削減等の内容

修繕費と燃費向上による燃料費が縮減され、町が負担する運行経費の軽減が図られる。

なお、現在使用している車両は運行事業者所有車両で、年間 60 万～70 万程度の修繕費かかるが、新規に導入する車両の代替により年間 10 万程度（見込み）となり、50 万～60 万の削減となる見通しである。

## ②代替車両を活用した利用促進策

- ・利用者のニーズに合わせた運行ダイヤの見直し
- ・高齢者を対象とした乗り方教室の開催

## 17. 協議会の開催状況と主な議論

(平成 29 年度)

- ・平成 29 年 9 月 15 日（第 1 回） 協議会設立、事業計画等に関する議論等
- ・平成 30 年 1 月 22 日（第 2 回） 地域公共交通の課題に関する議論等
- ・平成 30 年 3 月 29 日（第 3 回） コミュニティバス基本方針に関する議論等

(平成 30 年度)

- ・平成 30 年 5 月 28 日（第 1 回） コミュニティバス運行計画に関する議論等
- ・平成 30 年 12 月 3 日（第 2 回） 地域公共交通網形成計画に関する議論等
- ・平成 31 年 3 月 14 日（第 3 回） 地域公共交通網形成計画に関する議論等

(令和元年度)

- ・令和元年 6 月　　日（第 1 回予定）生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画含む）を協議会で承認

## 18. 利用者等の意見の反映状況

平成 29 年度に実施した地域公共交通利便性向上に向けた町民アンケートや各種団体・福祉施設等へのヒアリング結果に基づき課題を整理し、各種団体の住民代表も参加する協議会での意見を反映のうえ計画を作成

## 19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	石川県企画振興部新幹線・交通対策監室交通政策課
関係市区町村	志賀町副町長、志賀町議会、志賀町まち整備課長、同健康福祉課長、同商工観光課長、同学校教育課長
交通事業者・交通施設管理者等	北鉄能登バス株式会社、株式会社高浜タクシー、有限会社能登金剛交通、石川県羽咋警察署、石川県中能登土木総合事務所羽咋土木事務所
地方運輸局	北陸信越運輸局石川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	区長会、民生児童委員、老人クラブ連合会、女性団体協議会、金沢大学教授、富山大学副学長、校長会、商工会、

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）石川県羽咋郡志賀町末吉千古 1 番地 1

（所 属）志賀町企画財政課ふるさと創生室

（氏 名）山口 宗浩

（電 話）（0767）32-9301

（e-mail）m-yamaguchi@town.shika.lg.jp